あやめ

経営税務通信

高桑税務会計マンスリー・ニュース

編集発行人
高桑税務会計事務所
税理士 高桑安一
行政書士
税理士 高桑誠一
〒465-0003
名古屋市名東区延珠町1017
TEL （052）774－2077
FAX （052）774－2158

税理士 高桑 検索

◆ 6月の税務と労務

国　税／5月分源泉所得税の納付　6月10日
国　税／所得税の予定納税額の通知　6月16日
国　税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　6月30日
国　税／10月決算法人の中間申告　6月30日
国　税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　6月30日
地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）　市町村の条例で定める日
労　務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届　支払後5日以内

6月 （水無月） JUNE

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	·	·	·	·	·

労　務／児童手当現況届（市町村役場に提出）　6月30日

ワンポイント

使途秘匿金課税の適用期限の撤廃　使途秘匿金とは、法人が支出した交際費や機密費等で、費途が明らかでないもの。違法な支出につながりやすいことなどから、支出抑制のため追加課税する特例が時限措置として平成６年に設けられ、適用期限が来るたびに延長されていましたが、平成26年度税制改正で適用期限が撤廃（恒久化）されました。

異常気象

異常気象と警報・注意報

数十年に一回程度しか発生しない気象現象や、人が一生の間にまれにしか経験しない気象現象を「異常気象」といいます。主な異常気象には、大雨や豪雪、日照不足などがあります。近年では地球温暖化の影響からか、猛暑や暖冬といった現象を耳にすることが多くあります。

気象庁では、大雨や強風といった気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼び掛けています。気象現象や災害の内容によって、7種類の警報と16種類の注意報が発表されます。状況の変化によって気象現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測は変わっていきます。

異常気象分析検討会

平成17年12月、非常に強い寒気が日本列島に流れ込み、同月の平均気温の最低記録が更新されました。また、日本海側を中心に記録的な大雪となりました。この影響で財政が圧迫された自治体や、雪下ろしをすることが困難な高齢者が多い中山間地区の高齢化や過疎化が問題になりました。

気象庁は、このときの大雪を「平成18年豪雪」と命名しました。また、社会経済に大きな影響を与える異常気象が発生した時に専門家の協力を得ながら発生要因などの分析を行い、見解を発表するため、平成19年6月に「異常気象分析検討会」が設置されました。

発足当時は、8月から9月にかけて高温だったことと、その後の冬には低温になった要因についての検討がなされました。その後も毎年定例会を開催し、活動報告やその年に起こった気象現象についての分析結果の報告を行っています。

酷暑だった2013年

異常気象分析検討会は、昨年夏の異常気象についての見解を発表しています。

それによると、夏の平均気温は西日本では平年と比べて+1.2℃と、1946年に統計を開始して以降最も高い気温を記録しました。特に高知県四万十市では、8月12日に最高気温が41.0℃になり、一日の最高気温の記録を更新したことは、記憶に新しいところです。

豪雨と水不足

また、昨年は日本海側を中心に大雨に見舞われました。東北地方では、7月の降水量が平年に比べ182%と、こちらも統計を開始して以降最も多い降水量でした。山口県や秋田県など、過去に経験したことのない豪雨に見舞われ、被害が発生した地域もありました。

一方で、太平洋側では極端に降水量が少なく、九州南部や奄美地方の7月の降水量は平年に比べて11%と、こちらは統計を開始してから最も少ない降水量でした。

異常気象の原因

検討会によると、太平洋高気圧とチベット高気圧がともに勢力が平年より強まり、特に太平洋高気圧の西への張り出しが強い状態が続いたために、西日本を中心に高温となったようです。

また、太平洋高気圧の周縁を吹く暖かく湿った空気が日本海側や東北地方に流れ込みやすかったことと、偏西風が蛇行していたことで上空に寒気が流れ込み、大気の状態が不安定になったことが、大雨をもたらした原因とみられています。

逆に、高気圧に覆われた沖縄・奄美地方や、太平洋側では、雨の少ない状態が続いたようです。

これから、本格的な夏を迎えますが、今年は穏やかな天候であってほしいものです。

FTAとEPA

FTAとは、EPAとは

他の国や地域と貿易をする場合、通常は関税がかかります。この関税をなくして、モノやサービスの貿易を自由にかつ円滑にするための協定をFTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）といいます。

一方EPA（Economic Partnership Agreement、経済連携協定）は、貿易の自由化・円滑化だけではなく、投資や人の移動の促進や知的財産の保護などの幅広い分野でのルール作りや連携強化を目的とした協定です。日本では当初から、より幅広い分野が含まれるEPAを推進してきました。

世界全体での自由貿易を促進するために設けられた国際機関にWTO（World Trade Organization、世界貿易機関）があります。WTOでは、全ての加盟国に等しい関税を適用することを求めており、これが世界的な貿易ルールの原則です。しかし先進国と新興国で主張が対立しているなど、すべての国の意見を一致させることは難しいのが現状です。そこでWTOのルールを補完するものとして、特定の国や地域の間でより自由な貿易や交流を行うために締結される協定が、FTAやEPAです。

2014年2月現在、日本はタイやベトナム、インドなど13の国や地域とEPAを締結しています。また韓国やEU、トルコなど10の国や地域との交渉や共同研究を行っています。

EPAのメリット

輸出入を行う際に支払う関税は、WTOで決められた原則に基づき、ほぼすべての国に対して共通の税率が適用されます。この税率をMFN税率といいます。しかしEPAを締結した2国間では、MFNより低い税率（EPA税率）を定めて輸出入を行うことができるようになります。低い関税率を定めることができると、輸出入市場の拡大につながり、経済の活性化が期待されます。

経済的な関係が深まることは、政治的な関係の強化へと発展し、日本が世界で活動しやすい環境が整うようになるでしょう。

EPAを使うには

まずEPAを利用できる国を確認します。EPAを利用できる国は、2014年2月現在では、アジアの9の国と地域、中南米の3つの国とスイスです。

次に、輸出する品物のHSコードを特定します。HSコードは、日本から輸出する場合は「輸出統計品目表」で、日本に輸入する場合は「実行関税率表」を用いて調べます。

HSコードに基づいて、関税率を調べます。その時にEPA税率だけではなく、MFN税率も調べます。EPA税率には、EPA発効と同時に関税を撤廃する「即時撤廃」と、EPAを発効してから徐々に撤廃する「段階的撤廃」があります。さらに関税撤廃などの対象外である「除外」もあります。通常はEPA税率の方がMFN税率より低くなっているのですが、一部の品目ではMFN税率がEPA税率と同じか低く引き下げられて「逆転税率」になっているものもあります。相手国の関税率は、「World Tariff」という無料で利用できるデータベースが便利です。

また、EPA税率を適用するためには、原産地規則を満たす必要があります。具体的には、EPA締約国内のみで完全に生産・採取されたものや、他国から輸入した材料を用いる場合にはEPA締約国で「実質的な製造・加工」が行われたものが原産品であるとみなされます。

輸出の際、輸入国の税関に原産地規則を満たしていることを証明する必要がありますので、特定原産地証明書を準備します。特定原産地証明書は、日本商工会議所で発給してもらうことができます。

健康診断と人間ドック

事業主は常時使用する従業員に対して、雇い入れ時と1年以内に1回、健康診断を実施しなければいけません。そして、健康診断の結果を一定の期間、会社に保管しておく義務があります。

実施しなければいけない健康診断の項目は全部で11項目ありますが、雇い入れ時の健康診断と定期健康診断では少し違いがあります。雇い入れ時の健康診断では「喀痰検査」は項目に挙がっていませんが、定期健康診断では11項目すべてを実施しなければいけません。

一方、定期健康診断では、医師が必要でないと認める場合は省略できる項目がいくつかあります。例えば腹囲は40歳未満の人（35歳を除く）や妊娠中の女性で一定の人、BMIが20未満の人などは、省略をすることができます。

健康診断は、内容が限られているので、身体全体をチェックすることには限界があります。病気は、ある程度進行しないと自覚症状が現れないので、気が付いたときには治療がとても困難となる場合もあります。多くの項目について詳しく検査するためには、人間ドックを受ける必要があります。人間ドックによって病気を早期に発見して治療を始めれば、治癒することも可能になります。

人間ドックは、日帰りドックや2日ドック、3日以上ドックなどさまざまなものがあり、施設によって異なります。また検査内容もその施設の検査機器や体制によって異なり、受診したい検査ができない施設もあります。検査内容によって異なりますが、健康保険組合によっては、人間ドックにかかる費用の補助を受けられる場合があるようです。

従業員に健康で長く働いてもらえるように、また経営者自身も長く働けるように、健康管理の体制を整えたいものです。

就活解禁日の変更

これまでは、会社説明会などの広報活動が大学三年生の十二月一日以降、面接や試験などの選考活動が四年生の四月一日以降と「倫理憲章」に定められていました。

これが、二〇一六年四月入社の採用から、広報活動を三年生の三月一日以降、選考活動を四年生の八月以降に繰り下げる「指針」が、経団連によって定められました。正式な内定は十月一日以降で、現在と変わりません。この変更で、大学生が三年生の終わりまで学業に集中できることや、就職活動の短期化による企業のコスト削減ができると考えられています。

今回決定した「指針」は、「倫理憲章」よりも拘束力が強いとされています。しかし、指針に従わない企業に罰則規定がないので、抜け駆けをする企業が出ることが懸念されています。

粉飾決算

昨年の夏、テレビドラマの「半沢直樹」が話題になりました。このドラマでは、ある会社の粉飾決算と倒産による不正融資事件が発生し、その責任を半沢直樹に押し付けようとするシーンがありました。

粉飾決算とは、会社が不正な会計処理を行って、実際とは異なる決算書類を作成することをいいます。売上を架空に計上したり、本業で発生した赤字を本業以外の損失に見せるなどです。

一般的に、赤字決算であると対外的に信用不安を招きます。営業上不利になることや金融機関からの借り入れに影響が生じることが多くあります。これだけではありませんが、様々な要因が関係して粉飾決算の引き金となります。

粉飾決算が発覚すると、特別背任罪や銀行に対する詐欺罪などの刑事責任や、民事の責任を問われることがあります。また、銀行や債権者から損害賠償請求をされることも考えられます。